令和8年度

矢掛町立『保育園』及び『認定こども園』 入園申込の手引き

※令和8年度から、土曜日保育の利用が変更になります。(5ページ参照) 継続して利用を希望する方も内容をご確認のうえ、お申込みをお願いします。



募集期間 (一斉募集)	令和7年10月20日(月)~令和7年11月7日(金)		
申込対象者	【1号認定】 令和8年4月に入園を希望する児童 【2・3号認定】 <u>令和8年4月1日~7月1日</u> に入園を希望する児童		

- ※受付時間は、平日(土曜・日曜・祝日を除く)8:30~17:15です。
- ※7月2日以降に入園を希望する児童の申込は12月1日(月)から随時受付となります。ただし、上記の募集期間(一斉募集)で申込のあった児童を優先して審査します。

定員に達した場合等、状況により入園できない場合があります。

矢掛町こどもみらい課 窓 (0866)82-1060

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

【矢掛町子育て支援サイト】

http://www.town.yakage.okayama.jp/kosodate/



◆ 各施設の概要

【認定こども園】	教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能を併せ持っています。
満3歳以上の子ども	幼児教育を提供し、保育の必要な子どもについては、保護者に代わって保育 も提供します。幼児教育のみ利用の子ども(1号認定)と、保育が必要な子ど も(2号認定)が在籍し、クラス活動や季節の行事等を一緒に行います。
0~2歳の子ども	保育の必要な子ども(3号認定)に、保護者に代わって保育を提供します。

【保育園】 小学校就学前児童を対象に、保護者の就労や病気等のため、保育を必要とする児童を 保護者に代わって保育する施設です。

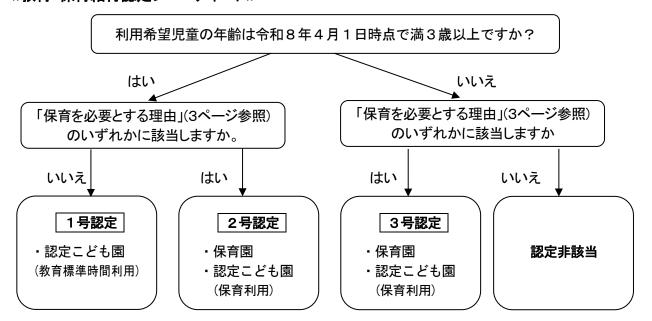
◆教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援新制度では、保育園等の利用を希望される方は利用のための認定申請が必要であり、 3つの認定区分により、利用先・利用形態が決まります。

※教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、入園を保証するものではありません。

認定区分	認定内容 (年齢は令和8年4月1日時点)		
1号認定 (教育標準時間認定)			
2 号認定	満3歳以上で『保育を必要とする理由』	矢掛認定こども園	
(保育利用認定)	(3ページ参照)に該当し,保育を希望する場合	三谷保育園	
3 号認定	満3歳未満で『保育を必要とする理由』	中川保育園	
(保育利用認定)	(3ページ参照)に該当し,保育を希望する場合	小田保育園	

≪教育・保育給付認定フローチャート≫



◆入園申込手続きについて

【申込基準・申込資格】

■令和2年4月2日以降に生まれた児童が対象です。

※クラスは、令和8年4月1日時点で決定します。年度途中で誕生日を迎えても、クラス変更はありません。※年度途中入園の場合も同様です。

<u> </u>	の / ひと / ひ。 水 十 及 歴 十 八 国 の 一 男 日 し 内 床 で) 。				
認定区分	クラス	生年月日			
	O歳児クラス	令和7年(2025年)4月2日以降			
3号認定	1 歳児クラス	令和6年(2024年)4月2日~令和7年(2025年)4月1日			
	2歳児クラス	令和5年(2023年)4月2日~令和6年(2024年)4月1日			
1 日初中	3歳児クラス	令和4年(2022年)4月2日~令和5年(2023年)4月1日			
1 号認定 2 号認定	4歳児クラス	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日			
2 写祕止	5歳児クラス	令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日			

1号認定(教育標準時間利用)を希望の方は、令和8年4月1日現在で満3歳以上の児童であること 2号認定・3号認定(保育利用)を希望の方は、入園日現在で満6か月以上の児童であること、保護者が 『保育を必要とする理由』(3ページ参照)のいずれかに該当すること

■入園日までに、入園希望児童および保護者が矢掛町に居住し、住民登録をしていること。 矢掛町へ転入を予定している場合も申込は可能です。

ただし、住民登録をしていても、入園希望児童および保護者が居住している事実がない場合は申し 込みできません。(申込内容に虚偽があることが判明した場合は、入園承諾の後であっても、承諾 を取り消す場合があります。)

【提出書類】

■全ての方(1号・2号・3号認定)※児童1人につき1枚提出してください。

子どものための教育・保育給付 認定(認定変更)申請書 兼 現況届 兼 保育園・認定こども園入園申込書 ※方書(アパート名等)は必ず記入してください。

- ※保育料等の算定や支給認定事務に関する事務に使用するため、入園申込書に個人番号(マイナン バー)の記入をお願いします。
- (2号認定) (3号認定) をご希望の方

添付書類 ⇒ 該当する添付書類 (4ページ参照) を、保護者各1枚ずつご提出ください。

【申込書類提出先】

- ■新規申込の方は、こどもみらい課まで
- ■継続希望・転園希望の方は、在園中の保育園・認定こども園まで

【保育料・給食副食費】

- ■令和8年度保育料は全園児無料 ※延長保育料および保育用品等については実費負担となります。
- ■副食費月額4,800円
 - O~2歳児:主食・副食費は保育料の一部に含まれるため無料
 - 3~5歳児:原則保護者負担(1号認定については,8月,3月分の徴収はありません。)
 - ※所得等により免除される場合があります。
 - ※インフルエンザ等の感染症により、施設の判断でクラスを閉鎖または休園とした場合、 その日数分の副食費の減額または還付を行います。減額または還付する副食費は1日 当たり240円とします。
 - ※入院等, やむを得ない理由で長期間欠席することが明らかな場合は, 保護者の事前の 申請により副食費の減免を行う場合があります。あらかじめご相談ください。

◆保育を必要とする理由 (2号認定 3号認定 をご希望の方)

「認定こども園(保育利用)」「保育園」を利用するためには、保護者が「保育を必要とする理由」として、次のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要性の認定は、保育園等の申込に必要ですが、**入園を保証するものではありません**。

理由		内 容	
		家庭外で被雇用者として就労している又は自営業等主たる経営者である場合 ※ <u>月48時間以上</u> の就労及び <u>週3日以上</u> の勤務が必要	
就	家庭外労働	家庭内で児童と離れて家事以外の仕事(内職や自営業等)をしている場合 ※ <u>月48時間以上</u> の就労及び <u>週3日以上</u> の勤務が必要	
労	家庭内労働	(内職勤務のみの場合) ※月48時間×岡山県最低賃金の収入があることが条件 (農業・自営業の主たる経営者の場合) ※令和7年分の確定申告書の提出(3月末までに)が必要 【期間】理由に該当する間(給与の発生が必要)	
妊娠・出産		母親が妊娠中又は出産直後で、子どもの保育ができない場合。 ※この理由で新規入園した場合、「育児休業」の理由に切り替えることはできません。 【期間】出産予定日の2か月前から出産後3か月にあたる日の月末日まで	
疾病・障がい等		病気、負傷または心身に障がいがあるため、子どもの保育ができない場合 【期間】理由に該当する間	
介護・看護		長い間, 病気又は心身に障がいがある同居の家族を常時, 介護看護をしている場合 【期間】理由に該当する間	
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合 (現に保護者が居住している自宅の復旧に限る。) 【期間】理由に該当する間	
求職活動		求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合 ※申込状況によっては、入園できない場合があります。 ※3か月後に就労できていない場合は、退園になります。 【期間】最長3か月 ※やむを得ず求職活動を中断した等、いかなる理由がある場合でも、求職活動を理由とした 入園期間の延長はできません。	
就学・訓練		学校教育法に規定する学校及び公共職業能力開発施設等での就学の場合 【期間】理由に該当する間	
育児休業		育児休業取得中であり、既に保育園等を利用している児童が、継続利用することが必要であると認められる場合 ※育児休業を理由とした新規入園はできません。 【期間】※就労理由で入園している場合の保護者が職場復帰するまでの間	

■ 2号認定 3号認定をご利用希望の方は、父・母それぞれ、該当する保育を必要とする理由 (3ページ参照)から、添付書類をご提出ください。

保護者等の状況		添付書類	証明者
	お勤めの人, 自営業主・農 業主に雇用されている人 (育児休業中の人を含む)	「保育を必要とする証明書」(別紙様式2)または「就労証明書」(国の標準的な様式)のいずれか ※育休復帰予定の人は、復帰後「職場復帰証明書」(別紙様式9)の提出が必要です。(復帰予定日が近づきましたら、別途提出を依頼します。)	勤務先・雇用主
就	自営業・農業等の 主たる経営者	「保育を必要とする証明書」(別紙様式3) ※別途、3月末までに令和7年分の確定申告書の 提出が必要です。(入園決定後、別途提出を依頼 します。)	本人
	内職をしている人	「内職従事証明書」(別紙様式4) ※内職勤務のみでの申込の場合は, 「月48時間×岡山県最低賃金」の収入がある ことが条件です。	委託事業者 本人
	就職が決まっている人 (就労予定の人)	「保育を必要とする証明書」(別紙様式2) または「就労証明書」(国の標準的な様式)のいずれか ※『就労予定』として証明を受けてください。 ※採用予定日が近づきましたら、別途、『就労中』の証明書の提出を依頼します。	勤務先
求職活動中 (入園承諾は3か月の期限付きです) ※申込状況により入園できない場合 があります。		「求職活動申立書」(別紙様式6) ※就職が決定したら、「保育を必要とする証明書」 (別紙様式2)または「就労証明書」(国の標準的な様式)を必ず提出してください。 ※就労開始後、2か月間の給与明細書(給与を確認できる書類)の提出が必要です。	本人
	母子手帳の写しを添付 出産予定者 (表紙及び分娩予定日が記入されたページ)		本人
疾病・介護・看護		「疾病・介護・看護申立書」(別紙様式5) ※診断書 (児童2人以上申込の場合でも1通で 可)を添付 ※障がいの場合,手帳の写しを添付	通院先(医師)
災害復旧		り災証明書を添付	「り災証明書」 の提出を証明と します。
	就学・訓練	在学証明書又は学生証を添付	学校長

◆入園決定について

- ■入園については、募集期間内に申込のあった人の中で、就労時間等の保育を必要とする程度の高い順に、入園審査会で決定します。申込期間中の受付順ではありません。
- ■受入可能人数を超える利用申込があった場合は、世帯の「保育を必要とする事由」と「入園調整事由」の内容を保育利用調整基準点数表等に基づき点数化し、保育利用調整を行います。 申込状況やお子さんの年齢によっては、入園できないことがあります。
- ■令和8年4月1日~7月1日入園希望の方の入園決定書類の交付は、1月下旬を予定しています。
- ■令和8年度の入園期間は、最長で令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
 - 矢掛町では、特性や障がい、病気、アレルギー等のために特別な配慮を要するお子 さんの受入に取り組んでおりますが、特性や障がい、病気、アレルギーの程度、保 育士等の配置状況等によっては、受入ができない場合があります。

◆土曜日保育について

土曜日保育は、就労等のため家庭で保育することができない場合にご利用いただけます。

令和8年度から、土曜日保育は矢掛認定こども園にて実施します。(行事のある日等は除く) 町内4園が連携することで、職員配置の効率化と勤務環境の改善を図り、ひいては保育の質の 向上につなげることを目的としています。

特に、平日に矢掛認定こども園以外に通園する方には、送迎のご不便をおかけしますが、 入園申込にあたり、あらかじめご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、ご家庭で保育できる日には可能な範囲で、ご家庭での保育にご協力いただきますよう お願いいたします。

◆慣らし保育について

新入園児(町内の転園児も含む)については、お子さまが安心して園生活を送っていくために、 入園後「慣らし保育」の期間を設けています。

○~2歳児については約3週間,3歳児以上については約2週間程度を原則としていますが, お子さまの状況や就労等の家庭状況によってはこの通りではありません。

なお、 育児休業取得中の方で職場復帰予定の方の慣らし保育期間は、 最長 1 か月とさせていただきます。

【例1】4月1日に職場復帰予定の方 ⇒ 4月1日から慣らし保育になり、お子さんの年齢 によって期間がかわります。

【例2】8月1日に職場復帰予定の方 ⇒ 7月1日以降に入園可能です。

◆預かり保育(1号認定のみ)について

利用日数は、原則週3日までです。

<u>(緊急を要する場合は、連続した利用を含めて月14日までになります。)</u> 土曜・日曜・祝日の利用はできません。

【申請できる理由】

- ・保護者の就労
- ・保護者の疾病
- 保護者による家族の介護、子ども(きょうだい)の看護
- 学校及び園の行事、研修会等に参加
- ・その他園長が特に必要と認めた場合

【利用料金】

• 平 日:1回 500円

・長期休暇: 1回 1,000円(給食を利用した場合は,追加料金240円)

◆変更届等について(重要)

入園申込の内容に変更があった場合は、**必ず届け出が必要**です。 変更があった後、速やかにこどもみらい課へ届け出てください。 入園要件に該当しなくなった場合や、不正または偽りの行為による入園が判明した場合には、 退園していただくことがあります。

変更内容	提出書類		
年度途中で退園するとき (町外への転出を含む)	退園届		
転職したとき	保育を必要とする証明書(別紙様式2) または就労証明書(国の標準的な様式)のいずれか		
求職中の人が就職したとき	保育を必要とする証明書 (別紙様式2) または就労証明書 (国の標準的な様式) 及び2か月分の給与明細 (給与を確認できる書類) の提出が必要です。		
年度途中に退職した人が求職活動を 行うために引き続き入園したいとき ※退職した場合、必ずこどもみらい 課へ連絡してください。	求職活動申立書(別紙様式6)		
年度途中で妊娠していることが判明 したとき ②産休に入る前までに提出してくだ さい。	「保育を必要とする証明書」(別紙様式2)の「休業期間」の欄に、産前・産後休暇、育児休業期間、復職年月日を勤務先に証明してもらい、提出してください。 ※この証明書の提出ができない場合は、妊娠・出産の要件に切り替わり、承諾期間は出産予定日の2か月前から出産後3か月にあたる日の月末日までとなります。		

※認定こども園在園児の支給認定区分の変更 1号認定→2号認定, 2号認定→1号認定 については、事前にこどもみらい課へご相談ください。

> お子さまの健やかな成長にとって,集団生活の中 での学びも大切ですが,ご家族の方とのふれあいは とても大切です。

> お子さまと一緒に過ごす時間をなるべく多くつく り、親子のふれあいを大切にしましょう。



◆町内施設一覧(公立施設)

施設名 所在地 (電話番号)	定員	利用可能な 年齢	教育標準時間	延長保育等	休 園 日
矢掛認定 こども園 矢掛 2540-1 ☎0866-82-0222	230	【1号認定】 満3歳 〜就学前まで	●3歳 8:30~13:45	【預かり保育】 (平日) 14:00~17:15 1 回 500 円	土・日・祝日振替休業あり
			●4・5歳 8:30~14:00	(長期休暇) 8:30~17:15 1 回 1,000 円 ※給食利用 +240 円	長期休業あり 3月22日~4月6日 7月20日~8月31日 12月25日~1月7日
		利用可能な 年齢	保育時間	延長保育等	休園日
三谷保育園 横谷 676-1 ☎0866-82-0806	80	【2号認定】 【3号認定】 生後満6か月 ~就学前まで	●早朝保育 7:30~ 8:30 ●通常保育 8:30~16:00	【延長保育】	日・祝日 年末年始 12月29日~1月3日 ※土曜日保育は、矢掛 認定こども園で行いま す。(行事のある日等は 除く)
中川保育園 本堀 1740-1 ☎0866-82-3301	80		●継続保育 16:00~18:30	18:30~19:00	
小田保育園 小田 4212-5 ☎0866-84-8604	70				

[※]感染症が流行した場合…学校保健安全法により、一部学級閉鎖あるいは臨時休園となる場合があります。 ※非常災害の場合…「警報+避難準備情報」の発令時は、臨時休園となる場合があります。